

県内大学等への進学者応援事業補助金に関する交付要領

(趣旨)

第1条 県内大学等への進学者応援事業補助金の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号）および大学私学課所管補助金等交付要綱（昭和46年7月1日決定。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、福井県内の大学、短期大学（認定専攻科含む）、高等専門学校（認定専攻科含む）および専門学校（専修学校（専門課程））に進学する者に対し、家賃や通学にかかる交通費の低減を図るとともに、県内の就職情報等を効果的に発信することで県内定着を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 福井県内の大学等 福井県内の大学、短期大学（認定専攻科含む）、高等専門学校（認定専攻科含む）および専門学校（専修学校（専門課程））をいう。ただし、通信制は除く。
- (2) 認定専攻科 学位規則（昭和28年文部科学省令第9号）第6条第1項に規定する独立行政法人大学改革支援・学位記授与機構が定める要件を満たす短期大学および高等専門学校の専攻科をいう。
- (3) 福井県内進学者 以下の①または②の条件を満たす者であること。
 - ① 入学日が属する年度の前年度の4月1日以前から入学日までの期間（以下「基準期間」という）に、引き続き福井県内に住所を有する者
 - ② 基準期間において引き続き福井県内に生計維持者が住所を有する者

(補助対象者)

第4条 補助金の対象者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

<家賃補助>

- (1) 県内の大学等の学生であること
- (2) 福井県内進学者であること
- (3) 賃貸住宅（学生寮含む）に入居している者であること
- (4) 大学等に届け出ている保護者の居住地が補助金を申請する期間を通じて第一号に規定する者の居住地とは別であること

<交通費補助>

- (1) 県内の大学等の学生であること
- (2) 福井県内進学者であること
- (3) 保護者の居住地（実家）から大学等の通学定期の平均額が月10,000円以上となる者であること

(補助対象期間)

第5条 補助事業の補助期間は、令和7年4月1日から当該年度末または別途指定する日までとする。

(補助対象経費および補助金額)

第6条 補助対象経費、補助金額は以下のとおりとする。

<家賃補助>

補助対象経費	補助対象者が居住する賃貸住宅に係る住居費（家賃・共益費・管理費）月額のうち、補助対象者又は保護者負担額。日払い額を含む。 ※他機関（市町村等）から支給される住居手当等がある場合は、それらを控除したもの
補助金額	10,000円/月（上限）

<交通費補助>

補助対象経費	保護者の居住地（実家）から大学等の通学定期の平均額が月10,000円以上であり、補助対象者又は保護者負担額。 ※他機関（市町村等）から支給される交通費手当等がある場合は、それらを控除したもの
補助金額	3,000円/月（上限）

(交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、提出し、補助金の交付決定を受けなければならない。

<家賃補助>

- (1) 誓約書
- (2) 在学証明書
- (3) 住民票の写し
- (4) 口座情報を確認できる書類の写し
- (5) 賃貸借契約書の写し
- (6) 納税状況の確認に関する同意書
- (7) 上記のほか、知事が必要と認める書類

<交通費補助を受ける対象者>

- (1) 誓約書
- (2) 在学証明書
- (3) 住民票の写し
- (4) 口座情報を確認できる書類の写し
- (5) 通学定期券の写し
- (6) 納税状況の確認に関する同意書
- (7) 上記のほか、知事が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 知事は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、審査を行い、適当と認められるものについて補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

(概算払)

第9条 知事は、補助金の交付決定を受けた補助対象者に対し、概算払いにより補助金を交付することができる。

(申請内容の変更)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、申請内容に変更が生じたときは、補助金変更交付申請書（様式第2号）に知事が必要と認める書類を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の補助金交付申請書の提出があったときは、審査を行い、適当と認められるものについて補助金の変更交付決定を行い、変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

(実績報告)

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、事業が完了した日から1ヶ月を経過した日または翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添え、知事に提出しなければならない。

<家賃補助>

- (1) 住居費（家賃・共益費・管理費）を負担したことが分かる書類の写し
- (2) 前号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類

<交通費補助>

- (1) 通学にかかる交通費を負担したことが分かる書類の写し
- (2) 前号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類

(額の確定)

第12条 知事は、前条の実績報告があったときは、審査および必要に応じて行う調査等により、交付決定の内容に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書により通知するものとする。

(交付請求)

第13条 交付決定等を受けた者は、様式第4号により本補助金の交付請求をすることができる。

(交付決定の取消しおよび返還)

第14条 知事は補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 補助金の交付要件を欠くに至った場合
- 二 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた場合

- 三 当該補助金を目的外に使用した場合
- 四 交付決定後の賃貸契約の解約、通学定期券の払い戻しなど不正受給をした場合
- 五 大学等を休学もしくは退学した場合
- 六 期限までに実績報告書等の報告がない場合
- 七 その他、補助金交付の規定に違反した場合

2 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事の定める期限までに返還するものとする。

(他支援制度との併用)

第15条 第4条の申請をする者または支援対象者が、他自治体や大学等が実施する家賃および交通費補助制度を併用する場合（予定を含む。）は、その旨を知事に申告しなければならない。

2 第1項の申告に係る他自治体や大学等が実施する家賃および交通費補助制度の補助対象期間に本補助金の補助対象期間と重複する期間がある者について交付決定等を行う場合は、当該重複する期間に係る本補助金の補助対象基本額は、当該重複する期間がないものとした場合における本補助金の補助対象基本額から当該他自治体や大学等が実施する家賃および交通費補助制度による補助金の額を引いた額とする。

(調査等)

第16条 知事は、本補助金の交付に関して必要があると認めるときは、支援対象者に対して関係書類の提出を求め、または事情聴取もしくは訪問調査等を行うことができる。

2 本補助金の支援対象者は、前項に定める知事の調査等に協力しなければならない。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、県内大学等への進学者応援事業補助金の交付に必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、令和7年8月15日から施行する。